

坂出港臨港地区内の分区の指定について

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により坂出港の臨港地区内の分区を指定（変更）したので公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年8月6日

坂出港港湾管理者

坂 出 市

坂出市長 綾



記

1. 分区を指定する区域

縦覧に供する図面表示のとおり

2. 分区を指定する面積

商港区	48.6 ha
工業港区	515.3 ha
漁港区	1.3 ha
保安港区	23.8 ha
修景厚生港区	2.9 ha

3. 縦覧場所

坂出市都市建設部港湾課

